

【意匠】審査品質管理に関する評価項目(実績、現況等)

(評価項目 I. (1) ①)

評価項目名	I. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか
	(1) 質の高い審査を実現するための方針・手続が整えられているか
	① 「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況
評価の目的及び観点	審査の品質管理の基本原則を示す「品質ポリシー」、審査の品質向上のための取組及び組織・職員の役割を明らかにする「品質マニュアル」、並びに、その他品質管理のための具体的な手順を示す文書がきちんと作成されているかを評価し、審査の品質向上に向けた行動規範が文書化されていることを確認する。

実績 又は 現況	A) 品質ポリシー及び品質マニュアル ・品質ポリシーの策定(2014年3月) ・品質マニュアルの策定(2014年7月)、改訂(2016年7月)
	B) 審査の品質管理において取り組むべき事項 ・2017年3月開催の審査品質管理小委員会の報告を踏まえ「審査の品質管理において重点的に取り組む事項(平成29年度)」を作成
	C) その他品質管理のための具体的な手順を示す主な文書 ・意匠審査基準の改定 ・「意匠審査基準」英語版(仮訳)の作成(2017年7月公開) ・「意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き」及びこの英語版(仮訳)の作成(2018年3月公開予定) ・「意匠の新規性喪失の例外規定についてのQ&A集」の作成(2017年9月公開) ・国際意匠登録出願(以下、ハーグ出願)関連資料(内部資料)の改訂 ・ハーグ出願に関する起案記載例集の改訂 ・ハーグ起案チェックシートの改訂 ・ハーグ出願に関する協議指令書に添付する注意書の改訂(2017年10月システム適用) ・面接ガイドライン【意匠審査編】(2014年10月作成)
	D) 意匠分類関連 ・日本意匠分類毎の定義の作成及び公開 ・国際意匠分類(ロカルノ分類)と日本意匠分類との対応表(コンコーダンス表)の作成及び公開 ・国際意匠分類(ロカルノ分類)の仮訳作成及び公開
	E) (文書の管理) ・「品質ポリシー」、「品質マニュアル」等の具体的な手順を示す文書については、随時利用可能に提供し、必要な更新を行うなど、イントラネットを含め適切に管理している。

資料の	○品質ポリシー(上記A関連) http://www.ipa.go.jp/seido/hinshitsukanri/pdf/isho/policy.pdf
	○品質マニュアル(上記A関連) http://www.ipa.go.jp/seido/hinshitsukanri/pdf/isho/manual.pdf
	○意匠審査基準(上記C関連) http://www.ipa.go.jp/shiryuu/kijun/kijun2/isyou-shinsa_kijun.htm
	○意匠審査基準英語版(仮訳)(上記C関連) http://www.ipa.go.jp/tetuzuki_e/t_tokkyo_e/design_es.htm
	○意匠審査便覧(上記C関連) http://www.ipa.go.jp/shiryuu/kijun/kijun2/isyou_binran.htm

所在	○面接ガイドライン【意匠審査編】(上記C関連) http://www.ipo.go.jp/shiryou/kiiun/kiiun2/pdf/mensetu_guide/isyou.pdf
	○産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会意匠審査基準ワーキンググループ (上記C関連) https://www.ipo.go.jp/shiryou/toushin/shingikai/isyou_seido_wg_menu.htm
	○意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続について(上記C関連) http://www.ipo.go.jp/shiryou/kiiun/kiiun2/ishou-reigai-tetsuduki.htm
	○意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き(上記C関連) http://www.ipo.go.jp/shiryou/kiiun/kiiun2/h23_zumen_guideline.htm
	○日本意匠分類関連情報(上記D関連) http://www.ipo.go.jp/shiryou/s_sonota/isyou_bunrui.htm

【意匠】審査品質管理に関する評価項目(実績、現況等)

(評価項目 I. (1) ②)

評価項目名	I. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか
	(1) 質の高い審査を実現するための方針・手続が整えられているか
	② 審査及び品質管理のための手続の明確性
評価の目的及び観点	審査及び品質管理に関し、誰が・いつ・何を行うべきかについて明確に定められているかを評価し、審査の品質向上に向けた具体的な手続が定められていることを確認する。

実績 又は 現況	<p>A) 審査の進め方 意匠審査官が意匠審査を行う具体的な手続を「意匠審査基準」において定めている。また、意匠審査基準については、以下の項目について改訂を行い、2017年4月1日以降の出願に適用を開始し、英語版(仮訳)については2017年7月に公開した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1部第2章「意匠登録出願に係る意匠の認定」 ・第2部第1章「工業上利用することができる意匠」 ・第3部「新規性の喪失の例外」
	<p>B) 品質管理 品質管理のための手順及び担当を「品質マニュアル」において設定しており、PDCAサイクル内の各項目についても、手順及び担当の詳細について参照すべき文書を明記している。</p>
	<p>意匠審査の質の維持・向上のためのサイクル(PDCAサイクル)概念図</p>

資料の所在	○意匠審査基準(上記A関連) http://www.jpo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/isyou-shinsa_kijun.htm
	○意匠審査基準英語版(仮訳)(上記A関連) http://www.jpo.go.jp/tetuzuki_e/t_tokkyo_e/design_es.htm
	○品質マニュアル(上記B関連) http://www.jpo.go.jp/seido/hinshitsukanri/pdf/isho/manual.pdf

【意匠】審査品質管理に関する評価項目(実績、現況等)

(評価項目 I. (1) ③)

評価項目名	I. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか
	(1) 質の高い審査を実現するための方針・手続が整えられているか
	③ 品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知
評価の目的及び観点	<p>・特許庁が目指す審査の品質管理の基本原則等が海外を含む制度ユーザーに明確に示されているかを評価し、当該基本原則等との関係において審査の質を評価し得る状況となっていることを確認する。</p> <p>・また、特許庁が目指す審査の品質管理の基本原則等が職員に十分周知され、かつ理解されているかを評価し、職員がこれらに従った行動を取り得る状況となっていることを確認する。</p>

実績 又は 現況	<p>(品質管理に関する方針・手続の制度ユーザーへの公表状況)</p> <p>A) 品質ポリシー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「品質ポリシー」の公表(2014年8月)及び配布(2014年9月以降) ・「品質ポリシー」英訳版の公表及び配布(2014年10月以降) <p>B) 品質マニュアル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「品質マニュアル」の公表(2014年12月)及び改訂(2016年7月) ・「品質マニュアル」英語版の公開(2016年7月) <p>C) 企業等との意見交換における「品質ポリシー」等の品質に関する文書や取組の紹介(2017年度実績:1件、年度内6回予定(2016年度実績19件))。</p> <p>D) 職員に対する周知状況</p> <p>庁内のイントラネットにおいて以下の文書等を意匠審査部全体に周知している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2017年度意匠審査の質に関するユーザー評価調査結果 ・品質監査の結果から審査官が留意すべき点 ・ハーク起案チェックシート ・起案記記載例集 													
	<p>(職員向けの研修の実施状況)</p> <p>E) 質の重要性及び品質維持・向上に向けた取組についての理解を深める観点から、職員向けの以下の研修や説明会において、「品質ポリシー」及び品質管理の取組や考え方についての講義・討論を行う研修を実施した。また、2017年度においては異動者を対象として品質管理に関する研修を行った。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">2017年度実績</td> </tr> <tr> <td>・審査官補コース研修(対象となる新人全員受講)</td> <td>2017年5月25日 2名受講</td> </tr> <tr> <td>・マネジメント能力研修(第一回)(新任上席審査官対象)</td> <td>2017年6月8日 1名受講</td> </tr> <tr> <td>・品質管理研修(異動者対象)</td> <td>2017年7月26日 7名受講</td> </tr> <tr> <td>・審査官コース研修(審査官補対象)</td> <td>2017年10月19日 2名受講</td> </tr> <tr> <td>・マネジメント能力研修(第二回)(新任上席審査官対象)</td> <td>2017年11月13日 1名受講</td> </tr> <tr> <td>・応用能力研修</td> <td>2017年11月28日 2名受講</td> </tr> </table> <p>F) 職員の理解状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査官補コース研修、審査官コース研修については、各研修の最後に研修内容の改善を目的としたアンケートを受講者全員を対象に実施した。 ・マネジメント能力研修については、アンケートに加えて、講義後に理解度を確認する検証を実施した。 		2017年度実績	・審査官補コース研修(対象となる新人全員受講)	2017年5月25日 2名受講	・マネジメント能力研修(第一回)(新任上席審査官対象)	2017年6月8日 1名受講	・品質管理研修(異動者対象)	2017年7月26日 7名受講	・審査官コース研修(審査官補対象)	2017年10月19日 2名受講	・マネジメント能力研修(第二回)(新任上席審査官対象)	2017年11月13日 1名受講	・応用能力研修
	2017年度実績													
・審査官補コース研修(対象となる新人全員受講)	2017年5月25日 2名受講													
・マネジメント能力研修(第一回)(新任上席審査官対象)	2017年6月8日 1名受講													
・品質管理研修(異動者対象)	2017年7月26日 7名受講													
・審査官コース研修(審査官補対象)	2017年10月19日 2名受講													
・マネジメント能力研修(第二回)(新任上席審査官対象)	2017年11月13日 1名受講													
・応用能力研修	2017年11月28日 2名受講													

<p>○品質ポリシー(上記A, B, C関連)</p> <p>http://www.ipc.go.jp/seido/hinshitsukanri/pdf/isho/policy.pdf</p>
<p>○品質ポリシーパンフレット(上記A, B, C関連)</p> <p>http://www.ipc.go.jp/seido/hinshitsukanri/policy.htm</p>

資料の 所在	○品質ポリシー(英語)(上記A関連) http://www.ipo.go.jp/seido_e/quality_mgt/pdf/quality_mgt/design.pdf
	○品質マニュアル(英語)(上記B関連) http://www.ipo.go.jp/seido_e/quality_mgt/pdf/design_manual/manual.pdf
	○品質マニュアル(上記B関連) http://www.ipo.go.jp/seido/hinshitsukanri/pdf/isho/manual.pdf

【意匠】審査品質管理に関する評価項目(実績、現況等)

(評価項目 I . (2) ④)

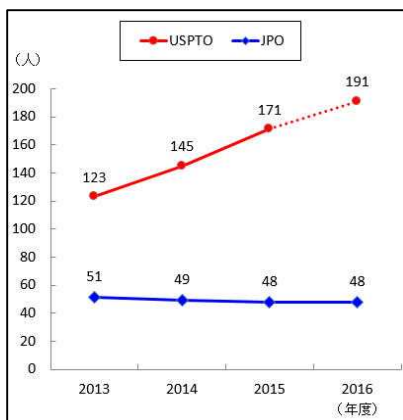
評価項目名	I . 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか
	(2) 質の高い審査を実現するための方針・手続が整えられているか
	④ 審査実施体制
評価の目的及び観点	審査を担当する組織の形態や審査官の人数などを評価し、求められる件数の審査を効率的に行いつつ、世界最高水準の審査実施体制を確立しているか否かを確認する。

(意匠審査部門の組織体制・人員配置)

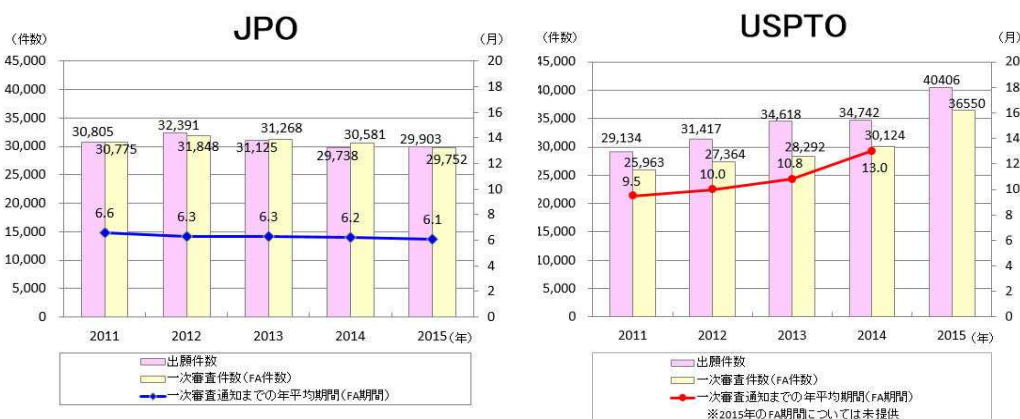
A) 意匠審査部門は、合計約50名の審査官により国内案件に加えてハグ出願の審査も行っている(2017年度は意匠審査官を新たに2名採用)。3つの審査室には管理職が8名配され、品質管理を含む審査業務のマネジメントを行っている。

B) 審査システムの機械化や、バッチ審査の導入等による審査の効率化を図ってきた。この結果、審査官1人当たりの一次審査件数(FA件数)で見ると、米国特許商標庁(USPTO)と比較し、約2.5倍(2017年の出願件数を審査官数で割った参考値)の審査量を行っている上に、FA期間もUSPTO(12.8月)の半分以下(6.2月)の期間で行われている。

実績
又は
現況



【図1】USPTOとの審査官数比較
(特許庁年次報告書及びUSPTO年報)



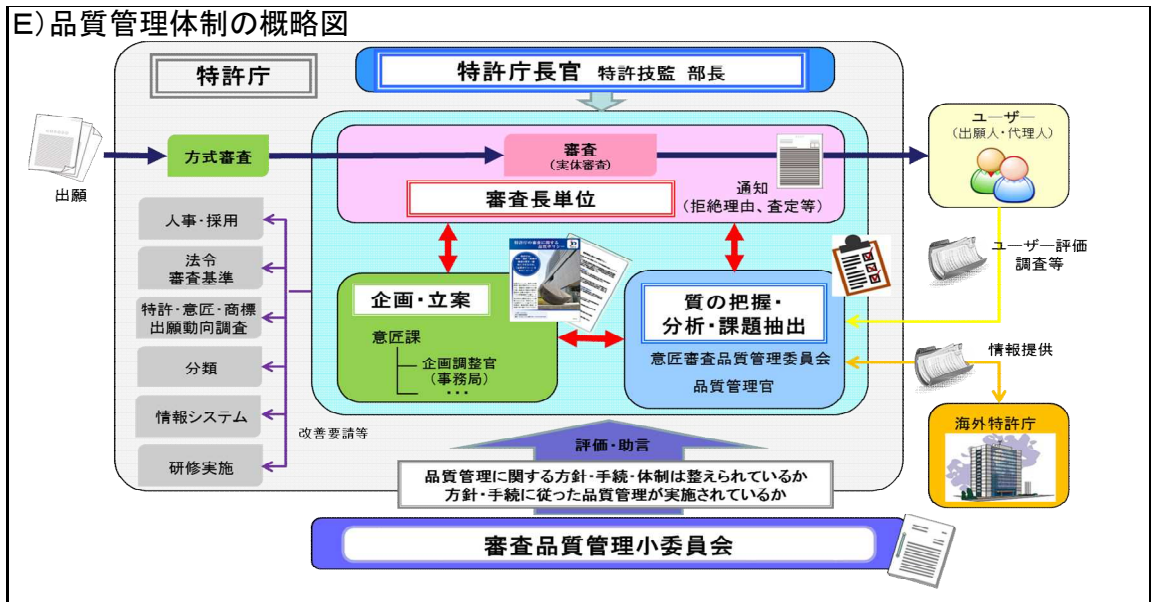
【図2】USPTOとの出願件数、FA件数及びFA期間(年平均)比較
特許庁年次報告書及びStatistical Items concerning design field for Information Exchange among the four offices of TM5より作成。)

【意匠】審査品質管理に関する評価項目(実績、現況等)

(評価項目 I. (2) ⑤)

評価項目名	I. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか
	(2) 質の高い審査を実現するための体制が整えられているか
	⑤品質管理体制
評価の目的及び観点	品質管理を担当する組織の形態や担当者の人数などを評価し、効率的・効果的で、かつ世界最高水準の品質管理体制を確立しているか否かを確認する。

実績 又は 現況	(特許庁の品質管理体制) A) 責任者としての長官・特許技監 審査の品質管理システムの整備と実施については特許庁長官が、事務のうち技術に関しては特許技監及び審査第一部長が責任者となっている。
	B) 審査業務を実施する各審査長単位 審査第一部長及び各審査長のマネジメントの下、分掌された物品分野の意匠について意匠審査を行っている。
	C) 品質関連施策の企画・立案を行う意匠課 品質関連施策の企画・立案業務は、意匠課長のマネジメントの下、2015年4月から品質管理の企画・立案を専従として行う者を1名(2016年6月からは企画調整官)設け、以下の業務を行っている。 ・審査部・審査長単位が実施する施策(協議、決裁、品質監査、審判情報の活用等)の企画・立案 ・品質関連施策(ユーザー評価調査等)の企画・立案 ・品質管理庁内委員会が実施する審査の質についての分析・評価のサポート(審査の質に関する各種データの収集や起案の形式的瑕疵のチェック)
	D) 審査の質の分析・評価を行う意匠審査品質管理委員会・品質管理官 意匠審査品質管理委員会は、3審査室の審査長、審査監理官及び上席総括審査官の合計6名(うち1名は委員長)の委員と事務局によって以下を行っている。 ・品質監査結果、審判情報、ユーザー評価調査結果等のデータの分析及び評価 ・上記分析及び評価により明確化された課題の報告 ・品質に関するデータや分析結果の審査長単位へのフィードバック ・意匠課が企画・立案する品質管理に関する各種施策についての助言 品質管理官は、6名の管理職経験者で構成している。また、企画調整官(1名)が意匠課において事務局長として品質管理に関する業務を行っている。なお、2017年9月から新たに品質監査においてハーグ出願の検証の試行を担う者としてハーグ案件担当品質管理官(通常の審査業務と兼任)を2名確保し、体制強化を図った。



【意匠】審査品質管理に関する評価項目(実績、現況等)

(評価項目Ⅱ.(1)⑥)

<p>評価項目名</p>	<p>Ⅱ. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか (1) 品質管理が適切に実施されているか ⑥ 品質向上のための取組</p>
<p>評価の目的及び観点</p>	<p>審査の品質向上のために必要とされる取組が計画され、それが方針・手続に従って具体的にどのような手段によりどの程度なされているかを評価するとともに当該取組の目的を達成していることを確認する。</p>
	<p>A) 品質保証(決裁) ・決裁者は、審査官が作成した処分等に係る書面の「全件」について、実体面及び形式面の両方からチェックを行っている。 ・起案内容に疑義がある場合には、審査官に対して起案内容等を確認し、必要があれば差し戻しを行い、再起案させると共に指導を行う。 ・監査において分析官から指摘のあった点については都度決裁者に確認を行うことで、品質管理に関する高い意識付けを行った。</p> <p>B) 審査官と決裁者間の協議(案件協議) 下記の条件に係る案件に対し、決裁者と案件協議を行うことで起案する取組を2014年7月から開始している(2017年度:61件(2017年12月末時点)、(2016年度実績:84件))。 ・ばらつき防止の観点から、前担当者の方針と異なる向で処理を検討している案件 ・手続き上の問題低減観点から、同じ条文に基づく拒絶理由を2回以上通知する案件 ・中間手続等に誤りがあり、その誤りを正す必要が生じた案件 ・模倣品対策のため早期審査象案件</p> <p>なお、ハーグ案件については全件案件協議対象としている(2017年度案件協議件数:1,452件(2017年12月末時点)、2016年度実績:1,983件)。</p> <p>C) ハーグ案件への対応 ・ハーグ起案用チェックシートを作成し、意匠審査官全員に周知した。 ・注意書の一部改訂を行い、意匠審査官全員に起案記載例集として周知した。 ・注意書の改訂内容について、システムに反映した。 ・起案書の形式的な瑕疵が起こらないように、ハーグ案件の起案文書に対しては決裁者と形式的事項の確認部署において全件のチェックを行った。 ・審査室内におけるハーグ出願の起案に関する情報共有の為の掲示板の開設、ハーグ出願の起案文書を共有化した。</p> <p>D) 業績目標と審査官の評価 各審査官は、所属する審査長単位(各審査室)の業績目標・実施計画に沿った業績目標を設定し、審査の質の維持・向上を意識して目標達成の努力をする。その達成状況は、半年に一度管理職により評価され、必要に応じて審査官にフィードバックする。</p>
	<p>E) 面接・電話対応 出願人とのコミュニケーションや相互理解を深め、納得感の高い結論を得ることに努めた。</p> <p>2017年度実績(2017年12月末時点) ①面接審査(②を除く) 233件(2016年度合計実績:536件) ②出張面接審査及びテレビ面接審査 63件(2016年度合計実績:46件) (参考:2017年度実施庁目標「出張面接審査及びテレビ面接審査の実施件数を「70件以上」とする。)」 ③対応記録(電話対応等) 3,584件(2016年度合計実績:4,783件)</p>

実績 又は 現況	<p>F)技術動向・ビジネス動向の把握 審査官は学会や展示会等への参加や、企業との意見交換を行うことで最新の動向を把握するよう努めている。また、2002年度から実施している意匠出願動向調査を継続して行い、2017年度は日米欧中韓(台)における意匠登録動向、国際意匠登録動向、グローバル企業の意匠登録動向を調査・分析することにより、国際的な意匠登録動向を総合的に把握することを目的として調査を行った。</p>
	<p>G)品質関連情報の収集・提供 以下の品質関連情報を活用し、意匠審査の質の維持・向上に向けた取組の充実を図った。</p> <p>1. 審査に関する統計データ 審査官各人の拒絶理由ごとの件数等、処理状況の内訳を、意匠審査部門全体の平均と比較できるようにして2017年度も毎月提供している(データの閲覧は、本人と管理職のみ可)。</p> <p>2. 審判に関する統計データ 審判段階において新たに通知された拒絶理由やその引用文献等、審判結果等の情報を含む審判関連データを一覧にまとめ、2017年度も毎月更新して意匠審査部門に提供している。</p>
	<p>H)審査関連文書の整備・改訂 意匠審査基準については、以下の項目について改訂を行い、2017年4月1日以降の出願に適用を開始、英語版(仮訳)については2017年7月に公開した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1部第2章「意匠登録出願に係る意匠の認定」 ・第2部第1章「工業上利用することができる意匠」 ・第3部「新規性の喪失の例外」 <p>ハグ案件関連資料(内部資料)の改訂</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハグ案件に関する起案記載例集の改訂 ・ハグ起案チェックシートの改訂 ・ハグ案件に関する協議指令書に添付する注意書の改訂(2017年10月システム適用)
実績 又は 現況	<p>I)能力向上のための研修の実施 審査官全員の知識(最新の技術やデザイン動向の把握等)及び能力(起案文書作成能力等)の向上を目的として、各種研修の受講機会を設けている。</p> <p>2017年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術研修 「世界で評価される日本の隠れたるデザインの魅力」 2017年6月23日 48名受講 「産業史から俯瞰するデザインとイノベーションの作法」 2017年10月30日 81名受講 ・特別研修 「デザインには企(わけ)があり、スタイルには意味がある」 2017年12月18日 142名受講 <p>コンシューマー・エレクトロニクス・ショー(CES) 2018年1月8日-11日 1名派遣 国際消費財見本市(アンビエンテ) 2018年2月10日-12日予定 1名派遣</p> <p>・ハグ出願の起案能力の向上を目的としたハグ起案研修を2013年から3回の試行を行い、2016年度から本格実施している。2017年度は11月28日から1月26日までの期間行い、4名の審査官が研修を受講する予定。</p>
	<p>J)審査の質の改善・保証への、業務に従事する全職員の参画 審査処理を計画的に行いながらサーチの質向上や効率向上等を図っている優れた取組を行う審査室等への表彰を目的とした「特許技監賞」の選考を実施する。</p>

	<p>K) 意匠登録出願に対するロカルノ分類の付与及び日本意匠分類とロカルノ分類との対照表等の整理</p> <p>・的確なサーチを行う事を目的として、意匠登録出願及びハーグ出願に対し、日本意匠分類だけでなく、ロカルノ分類の付与及びメンテナンスを行っている。また、日本意匠分類とロカルノ分類の対照表や、ロカルノ分類第11版物品リストの和訳、WIPOにおける国際登録例を検索するための手順書を作成し、必要に応じ、適宜修正している。</p>
資料の 所在	<p>○意匠審査基準(審査手続きについては、第12部 審査の進め方)</p> <p>・審査の進め方 概論 http://www.ipo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/pdf/isyou-shinsa_kijun/27.pdf</p>
	<p>・審査の進め方 各論 http://www.ipo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/pdf/isyou-shinsa_kijun/28.pdf</p>
	<p>○産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会意匠審査基準ワーキンググループ(上記I関連) https://www.ipo.go.jp/shiryou/toushin/shingikai/isyou_seido_wg_menu.htm</p>
	<p>○意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き(上記I関連) http://www.ipo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/h23_zumen_guideline.htm</p>
	<p>○意匠審査便覧 http://www.ipo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/isyou_binran.htm</p>
	<p>○面接ガイドライン【意匠審査編】 http://www.ipo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/pdf/mensetu_guide/isyou.pdf</p>

【意匠】審査品質管理に関する評価項目(実績、現況等)

(評価項目Ⅱ.(1)⑦)

<p>評価項目名</p>	<p>Ⅱ. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか (1) 品質管理が適切に実施されているか ⑦ 品質検証のための取組</p>
<p>評価の目的及び観点</p>	<p>審査の品質検証のために必要とされる取組が計画され、それが方針・手続に従って具体的にどのような手段によりどの程度なされているかを評価するとともに当該取組の目的を達成していることを確認する。</p>
<p>実績又は現況</p>	<p>A) 意匠審査の取組報告、上半期終了後の進捗状況検証 ・2017年4月に、当該年度に実施すべき取組を示した『平成29年度意匠課業務計画』に、意匠課の重点項目の一つとして「意匠審査の品質管理」を遂行する旨を定めた。 ・策定した取組の計画に対しては、上半期終了後に進捗状況を検証し、レビューを実施した。</p> <p>B) 国内案件の品質監査 法令、審査基準等の指針に則った統一のとれた審査が行われているか、出願人・代理人との意思疎通の確保に留意した効率的な審査が行われているかについて、意匠審査基準第12部「審査の進め方」をベースとして検証した。</p> <p>① 昨年度までの品質監査 ・判断・起案の品質監査とサーチの品質監査とを別々の時期、別々の案件で実施。 ・判断・起案の品質監査は最終処分確定後の案件が監査対象。 ・サーチの品質監査は拒絶理由通知発送後、期間管理中の案件が監査対象。 ・判断・起案の品質監査の件数は168件(出願件数に対して0.5%を越える件数を設定)、年に2回実施(6/1～6/30、11/14～12/9)。 ・サーチの品質監査の件数は84件、年に4回実施(5/20～26、7/25～29、10/17～21、1/16～20)。</p> <p>② 今年度の品質監査 ・監査対象案件抽出のためのシステムを構築し、自由度の高い抽出作業が可能となった。 ・審査長が決裁後、出願人への発送待ち案件を監査対象とすることが可能となった。 ・同一案件に対して、判断・起案の観点とサーチの観点の品質監査が可能となった。 ・品質監査は、全審査室において実施し、全ての審査官の起案が品質監査対象となるよう、事務局で監査対象案件を抽出。 ・発送を保留して監査を行うことから、審査期間遅延・滞留を防ぐため、1回の監査では監査件数を5件程度、監査期間を1週間以内で年8回実施する。 ・年間の品質監査の件数は160件程度実施する。</p> <p>C) ハーグ案件の品質監査の試行 ・今年度から、ハーグ案件についても品質監査の試行を開始。 ・監査項目は、国内案件の品質監査項目に加え、ハーグ案件の案件協議項目などを基に作成した、起案時に確認するチェック項目(チェックシート)を参考に作成。 ・今年度は10件程度、試行する予定。</p>
	<p>D) ユーザー評価調査 (2017年12月末時点) ・2017年度アンケート送付件数: 国内企業301社、外国企業51社(2016年度: 国内企業279社、外国企業55社)。 ・2017年度アンケート回収率: A票(意匠審査全般の質について)88.6%、B票(特定の出願における意匠審査の質について)69.6%(2016年度実績: A票84.7%、B票52.1%)。 ・今年度も、調査対象となるユーザーの負担感を低減するために、特許、意匠、商標で可能な範囲でとりまとめて調査票を送付。 ・調査票も自由記載欄をまとめる等、回答者の負担を考慮し修正。 ・集計・分析作業終了後、その結果を意匠審査部門内で共有すると共に、特許庁ホームページを通じて公表する。</p>

実績 又は	<p>E) ユーザー等との意見交換 ユーザーニーズの把握を目的に、意匠課・意匠部門において、各企業や業界団体等のユーザーと、管理職をヘッドとする意見交換を実施(2017年度実績:1件、年度内6回予定(2016年度実績19件))。 ・意見交換では、各ユーザーの意匠登録出願の状況、登録率、拒絶に関する状況等の情報を提供。 ・意匠審査の質を含めた意見・要望等を伺い、当該意見・要望等を品質管理に関する各種施策の企画・立案や品質向上に活用。</p>
現況	<p>F) 審査の質の向上のためのホームページでの意見受付 電話・メール・ユーザー評価アンケート時の情報提供依頼等での受付に加え、審査の質に関するより多くのユーザーの意見の提供を受け、審査の質の向上に活用することを目的に、特許庁ホームページ上で審査の質の向上のための意見受付を実施(2014年11月～)。 ・外国ユーザーからのニーズ把握のため、特許庁ホームページ上に英語版の品質向上のためのご意見受付フォームを、本年度中に設ける見込み。 ・寄せられた意見は適切に管理すると共に、審査の質の向上に資するために、意見内容を分析し、品質向上のための取組に反映する。</p>
	<p>G) 審判決との判断相違の分析 ・審判決との判断相違の統計調査や、分野ごとの傾向に関する分析等の実施(2017年度:136件(2017年9月末時点)) ・審決関連情報として処理が確定した「審判情報統合リスト」を毎月作成し、庁内イントラネットへ掲載することで、審査官の担当分野の審判案件の動向を把握できるようにしている。 ・意匠部門の審査長と意匠審判長との間で審査・審判意見交換会を実施(2017年9月開催)。 ・意匠審判部からの審判決報告会の実施(2018年2月予定)。</p>
資料の 所在	<p>○審査の質の向上のための御意見受付(上記F関連) http://www.jpo.go.jp/seido/hinshitsukanri/hinshitsukanri.htm</p>

【意匠】審査品質管理に関する評価項目(実績、現況等)

(評価項目Ⅱ.(1)⑧)

評価項目名	Ⅱ. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか
	(1) 品質管理が適切に実施されているか
評価の目的及び観点	⑧ 審査の質の分析・課題抽出 審査の質の分析が具体的にどのような手段によってなされ、その結果、どのような課題が抽出されたのかを評価し、分析の手段、課題の抽出が適切であることを確認する。

実績 又は 現況	<p>A)分析 分析方法としては、意匠審査の質(審査手法、審査判断、拒絶理由通知等の記載内容等)を総合的な視点から分析および課題抽出するため、「審査→決裁→発送→確定→出願人・代理人→審判」の一連の流れの中で、多角的な観点から、以下の分析を実施し、それぞれの課題の抽出を行っている。</p> <p>審査手順 審査判断 記載ぶり、等</p> <p>品質監査(庁内) 目的: 各審査室における審査・決裁の状況を把握し、改善すべき点を内部の視点から顕在化すること。</p> <p>個別案件の要因分析(庁内) 目的: 不備が生じる典型的事例を把握し、それらを未然に防ぐこと。</p> <p>ユーザー評価調査(庁外) 目的: 審査全般の質及び個別案件の審査の質について改善すべき点を外部の視点から顕在化すること。</p> <p>審判決との判断相違の要因分析(庁内) 目的: 審査と審判の間で判断が相違した場合の要因を把握すること。</p> <p>意匠課品質管理官</p> <p>分析・課題抽出</p>
	<p>(特許庁内部での評価に基づく分析)</p> <p>B) 品質管理についての内部レビューを通じた分析 ・毎年、半期毎のレビューを行い、さらに、必要に応じて品質管理庁内委員会(意匠)で取組及び品質監査等の分析について内部レビューを実施し、意匠課関係部署及び意匠審査部門に対して情報発信を行った。 ・2017年度は半期毎のレビューに加え、3回の庁内委員会を行う予定であり、サーチ指示に関する手順書の改善等を検討し、必要に応じ修正した。 ・2016年度に2回行われた審査品質管理小委員会において、委員から受けた評価及び改善案を受けて、品質管理の実施体制・実施状況について分析を行った。</p> <p>C) 品質監査を通じた分析 ・監査により得られたデータの分析、及び、監査における指摘事項に関して、内容を詳細に確認し、指摘が多い事項等を明らかにするなどの分析を行うことにより、現状を把握し、改善すべき点の顕在化を図り、今後の改善策を検討した。</p>

	<p>D) 審判決との判断相違の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審判決との判断相違の統計調査や、分野ごとの傾向に関する分析等の実施(2017年度: 136件(2017年9月末時点)) ・審決関連情報として処理が確定した「審判情報統合リスト」を毎月作成し、庁内イントラネットへ掲載することで、審査官の担当分野の審判案件の動向を把握できるようにしている。 ・意匠部門の審査長と意匠審判長との間で審査・審判意見交換会を実施(2017年9月開催)。 ・意匠審判部からの審判決報告会の実施(2018年2月予定)。
<p>実績 又は 現況</p>	<p>(特許庁外部での評価に基づく分析)</p> <p>E) ユーザー評価調査を通じた分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回収した調査票をもとに、ユーザーが意匠審査についてどう評価しているのかを分析した。 ・改善のための取組が必要な観点の分析においては、個別項目に対する評価と、当該項目の評価と全体評価との相関係数を求めた。 ・2017年度は、昨年度と同様に8割を超える回答があり、また、分析対象とする項目やデータを見直したことにより、より実情に即した有益な回答を得ることができたとともに、より充実した分析を行うことができた。
	<p>(課題抽出) (特許庁内部での評価に基づく分析により抽出された課題)</p> <p>F) ハーグ出願の審査に対応した品質監査等、品質管理の取組 [A] での分析結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハーグ出願の品質監査(監査の手法、問題点の抽出等)。引き続き試行する。
	<p>G) 品質監査についての課題[B] での分析結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品質監査の問題点の洗い出し(システムに対応した判断・起案の品質監査の仕組み・運用手順の検討)。
	<p>(特許庁外部での評価に基づく分析により抽出された課題)</p> <p>H) ユーザー評価調査についての課題 [E] での分析結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査の質に関する実施庁目標の設定について(今年度は、コミュニケーションに関するユーザーの評価について、「上位評価割合を60%以上」、出張面接審査及びテレビ面接審査の実施件数を「70件以上」)。
	<p>I) 国際的取組についての課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、JPOにおける品質管理の取組について、国際会議等の場を通じて積極的に発信していくとともに、外国庁の品質管理体制及び施策の情報収集を行い、特許庁においても有効と考えられる施策の検討を進めて行く必要がある。

【意匠】審査品質管理に関する評価項目（実績・現況等）

（評価項目Ⅱ.（1）⑨）

<p>評価項目名</p>	<p>Ⅱ. 手続・方針に従った品質管理が実施されているか (2) 継続的改善が適切に実施されているか ⑨ 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制(評価項目①～⑤)の改善状況</p>
<p>評価の目的及び観点</p>	<p>評価項目①～⑤について、具体的な改善が行われているか否かを評価し、改善状況が適切であることを確認する。</p>
<p>実績 又は 現況</p>	<p>(①の改善状況) <審査の品質管理において取り組むべき事項> 2017年3月に行われた審査品質管理小委員会の報告を踏まえ、意匠審査について、審査品質管理の具体的な取組を定め、「審査の品質管理において重点的に取り組む事項(平成29年度)」を作成した。</p> <p><その他品質管理のための具体的な手順を示す文書> ・意匠審査基準英語版(仮訳)の作成(2017年7月公開) ・意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き」及びこの英語版(仮訳)の作成(2018年3月公開予定) ・意匠の新規性喪失の例外規定についてのQ&A集の作成(2017年9月公開)</p> <p><ハーグ案件関連資料(内部資料)の改訂> ・ハーグ案件に関する起案記載例集の改訂 ・ハーグ起案チェックシートの改訂 ・ハーグ案件に関する協議指令書に添付する注意書の改訂(2017年10月システム適用)</p> <p>(②の改善状況) <意匠審査基準の改訂> 意匠審査基準については、以下の項目について改訂を行い、2017年4月1日以降の出願に適用を開始、英語版(仮訳)については2017年7月に公開した。 ・第1部第2章「意匠登録出願に係る意匠の認定」 ・第2部第1章「工業上利用することができる意匠」 ・第3部「新規性の喪失の例外」</p>

実績 又は 現況	<p>(③の改善状況) <品質管理に関する方針・手続の制度ユーザーへの公表状況> 企業等との意見交換の際に使用する資料に、特許庁における品質管理の取組や「品質ポリシー」について紹介する内容を設け、説明を行っている。(2017年度実績:1件、年度内6回予定(2016年度実績19件))。</p> <p><職員に対する周知状況> 庁内のイントラネットにおいて以下の文書等を意匠審査部全体に周知している。 ・2017年度意匠審査の質に関するユーザー評価調査結果 ・品質監査の結果から審査官が留意すべき点 ・ハーグ起案チェックシート ・起案記載例集</p> <p><職員向けの研修の実施状況> 質の重要性及び品質維持・向上に向けた取組についての理解を深める観点から、職員向けの以下の研修や説明会において、「品質ポリシー」及び品質管理の取組や考え方についての講義・討論を行う研修を実施した。また、2017年度においては異動者を対象として品質管理に関する研修を行った。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">2017年度実績</td> </tr> <tr> <td>・審査官補コース研修(対象となる新人全員受講)</td> <td>2017年5月25日 2名受講</td> </tr> <tr> <td>・マネジメント能力研修(第一回)(新任上席審査官対象)</td> <td>2017年6月8日 1名受講</td> </tr> <tr> <td>・品質管理研修(異動者対象)</td> <td>2017年7月26日 7名受講</td> </tr> <tr> <td>・審査官コース研修(審査官補対象)</td> <td>2017年10月19日 2名受講</td> </tr> <tr> <td>・マネジメント能力研修(第二回)(新任上席審査官対象)</td> <td>2017年11月13日 1名受講</td> </tr> <tr> <td>・応用能力研修</td> <td>2017年11月28日 2名受講</td> </tr> </table>		2017年度実績	・審査官補コース研修(対象となる新人全員受講)	2017年5月25日 2名受講	・マネジメント能力研修(第一回)(新任上席審査官対象)	2017年6月8日 1名受講	・品質管理研修(異動者対象)	2017年7月26日 7名受講	・審査官コース研修(審査官補対象)	2017年10月19日 2名受講	・マネジメント能力研修(第二回)(新任上席審査官対象)	2017年11月13日 1名受講	・応用能力研修	2017年11月28日 2名受講
		2017年度実績													
	・審査官補コース研修(対象となる新人全員受講)	2017年5月25日 2名受講													
・マネジメント能力研修(第一回)(新任上席審査官対象)	2017年6月8日 1名受講														
・品質管理研修(異動者対象)	2017年7月26日 7名受講														
・審査官コース研修(審査官補対象)	2017年10月19日 2名受講														
・マネジメント能力研修(第二回)(新任上席審査官対象)	2017年11月13日 1名受講														
・応用能力研修	2017年11月28日 2名受講														
<p>(④の改善状況) <意匠審査部門の組織体制・人員配置> ・意匠審査官を新たに2名採用した。</p>															
<p>(⑤の改善状況) <品質管理体制> 2017年9月から新たに品質監査においてハーグ出願の検証の試行を担う者としてハーグ案件担当品質管理官(通常の審査業務と兼任)を2名確保し、体制強化を図った。</p>															

【意匠】審査品質管理に関する評価項目（実績・現況等）

（評価項目Ⅱ.（1）⑩）

評価項目名	Ⅱ. 手続・方針に従った品質管理が実施されているか
	(2) 継続的改善が適切に実施されているか
	⑩ 品質管理の取組(評価項目⑥～⑧)の改善状況
評価の目的及び観点	評価項目⑥～⑧について、具体的な改善が行われているか否かを評価し、改善状況が適切であることを確認する。

実績 又は 現況	<p>(⑥の改善状況 ー審査に関するものー)</p> <p>< 審査官と決裁者間の協議(案件協議) > 2017年度: 61件(2017年12月末時点)の案件協議を行った。(2016年度実績: 84件)</p> <p>< ハーグ出願に関するもの > ・ハーグ出願については1,452件(2017年12月末時点)案件協議を行った。(2016年度実績: 1,983件) ・ハーグ出願のハーグ起案用チェックシートを作成し、全意匠審査官に周知した。 ・注意書の一部改訂を行い、全審査官に起案記載例集として周知した。 ・注意書の改訂内容について、システムに反映した。 ・起案書の形式的な瑕疵が起らないように、ハーグ出願の起案文書に対しては決裁者と形式的事項の確認部署において全件のチェックを行った。</p> <p>< 面接・電話対応 > 2017年度実績(2017年12月末時点)</p> <table border="0"> <tr> <td>①面接審査</td> <td>233件(2016年度合計実績: 536件)</td> </tr> <tr> <td>②出張面接審査(テレビ面接審査含)</td> <td>63件(2016年度合計実績: 46件)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(参考: 2017年度実施庁目標「出張面接審査及びテレビ面接審査の実施件数を「70件以上」とする。」)</td> </tr> <tr> <td>③対応記録(電話対応等)</td> <td>3,584件(2016年度合計実績: 4,783件)</td> </tr> </table> <p>< 技術動向・ビジネス動向の把握 > 審査官は学会や展示会等への参加や、企業との意見交換を行うことで最新の動向を把握するよう努めている。また、2002年度から実施している意匠出願動向調査を継続して行い、2017年度は日米欧中韓(台)における意匠登録動向、国際意匠登録動向、グローバル企業の意匠登録動向を調査・分析することにより、国際的な意匠登録動向を総合的に把握することを目的として調査を行った。</p>	①面接審査	233件(2016年度合計実績: 536件)	②出張面接審査(テレビ面接審査含)	63件(2016年度合計実績: 46件)	(参考: 2017年度実施庁目標「出張面接審査及びテレビ面接審査の実施件数を「70件以上」とする。」)		③対応記録(電話対応等)	3,584件(2016年度合計実績: 4,783件)
	①面接審査	233件(2016年度合計実績: 536件)							
②出張面接審査(テレビ面接審査含)	63件(2016年度合計実績: 46件)								
(参考: 2017年度実施庁目標「出張面接審査及びテレビ面接審査の実施件数を「70件以上」とする。」)									
③対応記録(電話対応等)	3,584件(2016年度合計実績: 4,783件)								

< 審査関連文書の整備・改訂 >

意匠審査基準については、以下の項目について改訂を行い、2017年4月1日以降の出願に適用を開始、英語版(仮訳)については2017年7月に公開した。

- ・第1部第2章「意匠登録出願に係る意匠の認定」
- ・第2部第1章「工業上利用することができる意匠」
- ・第3部「新規性の喪失の例外」

ハーグ出願関連資料(内部資料)の改訂

- ・ハーグ案件に関する起案記載例集の改訂(内部起案用資料)
- ・ハーグ起案チェックシートの改訂(内部起案用資料)
- ・ハーグ案件に関する協議指令書に添付する注意書の改訂(2017年10月以降システム適用)

< 能力向上のための研修の実施 >

2017年度実績

・技術研修

「世界で評価される日本の隠れたるデザインの魅力」(審査官対象) 2017年6月23日 48名受講

「産業史から俯瞰するデザインとイノベーションの作法」(審査官対象) 2017年10月30日 81名受講

・特別研修「デザインには企(わけ)があり、スタイルには意味がある」(審査官対象) 2017年12月18日 142名受講

・コンシューマー・エレクトロニクス・ショー(CES)(2018年1月8日-11日) 1名派遣

・国際消費財見本市(アンビエンテ)(2018年2月10日-12日予定) 1名派遣

・ハーグ出願の起案能力の向上を目的としたハーグ起案研修を2013年から3回の試行を行い、2016年度から本格実施している。2017年度は11月28日から1月26日までの期間行い、4名の審査官が研修を受講する予定。

< 意匠登録出願に対するロカルノ分類の付与及び日本意匠分類とロカルノ分類との対照表等の整理 >

的確なサーチを行う事を目的として、意匠登録出願及びハーグ出願に対し、日本意匠分類だけでなく、ロカルノ分類の付与及びメンテナンスを行っている。また、日本意匠分類とロカルノ分類の対照表や、ロカルノ分類第11版物品リストの和訳、WIPOにおける国際登録例を検索するための手順書を作成し、必要に応じ、適宜修正している。

(⑦の改善状況)

<品質監査に関するもの>

1. 国内案件の品質監査

今年度の品質監査

- ・監査対象案件抽出のためのシステムを構築し、自由度の高い抽出作業が可能となった。
- ・審査長が決裁後、出願人への発送待ち案件を監査対象とすることが可能となった。
- ・同一案件に対して、判断・起案の観点とサーチの観点の品質監査が可能となった。
- ・品質監査は、全審査室において実施し、全ての審査官の起案が品質監査対象となるよう、事務局で監査対象案件を抽出。
- ・発送を保留して監査を行うことから、審査期間遅延・滞留を防ぐため、1回の監査では監査件数を5件程度、監査期間を1週間以内で年8回実施する。
- ・年間の品質監査の件数は160件程度実施する。(2016年度実績:168件(出願件数に対して0.5%を越える件数を目標に年度に2回実施))。

実績
又は
現況

2. ハーグ案件の品質監査の試行

- ・今年度から、ハーグ案件についても品質監査の試行を開始。
- ・監査項目は、国内案件の品質監査項目に加え、ハーグ案件の案件協議項目などを基に作成した、起案時に確認するチェック項目(チェックシート)を参考に作成。
- ・今年度は10件程度試行する予定。

<ユーザー評価調査に関するもの>

ユーザー評価調査(2017年12月末時点)

- ・2017年度アンケート送付件数:国内企業301社、外国企業51社(2016年度:国内企業279社、外国企業55社)。
- ・2017年度アンケート回収率:A票(意匠審査全般の質について)88.6%、B票(特定の出願における意匠審査の質について)69.6%(2016年度実績:A票84.7%、B票52.1%)。
- ・今年度も、調査対象となるユーザーの負担感を低減するために、特許、意匠、商標で可能な範囲でとりまとめて調査票を送付。
- ・調査票も自由記載欄をまとめる等、回答者の負担を考慮し修正。
- ・集計・分析作業終了後、その結果を意匠審査部門内で共有すると共に、特許庁ホームページを通じて公表する。
- ・ユーザー評価調査の結果については、A票の「満足(5段階評価における「満足」と「概ね満足」を合計した値)」は58.0%(2016年度61.0%)となっており、また、B票の「満足(5段階評価における「満足」と「概ね満足」を合計した値)」は62.8%(2016年度59.9%)との回答を得た。

実績 又は 現況	<p>(⑧の改善状況)</p> <p><品質管理についての内部レビューを通じた分析></p> <ul style="list-style-type: none">・毎年、半期毎のレビューを行い、さらに、必要に応じて品質管理庁内委員会(意匠)で取組及び品質監査等の分析について内部レビューを実施し、意匠課関係部署及び意匠審査部門に対して情報発信を行った。・2017年度は半期毎のレビューに加え、3回の庁内委員会を行う予定であり、サーチ指示に関する手順書の改善等を検討し、必要に応じ修正した。・2016年度に2回行われた審査品質管理小委員会において、委員から受けた評価及び改善案を受けて、品質管理の実施体制・実施状況について分析を行った。 <p><品質監査を通じた分析></p> <ul style="list-style-type: none">・監査により得られたデータの分析、及び、監査における指摘事項に関して、内容を詳細に確認し、指摘が多い事項等を明らかにするなどの分析を行うことにより、現状を把握し、改善すべき点の顕在化を図り、今後の改善策を検討した。 <p><ユーザー評価調査を通じた分析></p> <ul style="list-style-type: none">・回収した調査票をもとに、ユーザーが意匠審査についてどう評価しているのかを分析した。・改善のための取組が必要な観点の分析においては、個別項目に対する評価と、当該項目の評価と全体評価との相関係数を求めた。・2017年度は、昨年度と同様に8割を超える回答があり、また、分析対象とする項目やデータを見直したことにより、より実情に即した有益な回答を得ることができたとともに、より充実した分析を行うことができた。 <p><課題抽出></p> <ul style="list-style-type: none">・ハグ出願の品質監査(監査の手法、問題点の抽出等)について引き続き試行する。・品質監査の問題点の洗い出し(システムに対応した判断・起案の品質監査の仕組み・運用手順の検討)。 <p><課題></p> <p>ユーザー評価調査についての課題</p> <ul style="list-style-type: none">・審査の質に関する実施庁目標の設定について(今年度は、コミュニケーションに関するユーザーの評価について、「上位評価割合を60%以上」、出張面接審査及びテレビ面接審査の実施件数を「70件以上」)。 <p>国際的取組についての課題</p> <ul style="list-style-type: none">・引き続き、JPOにおける品質管理の取組について、国際会議等の場を通じて積極的に発信していくとともに、外国庁の品質管理体制及び施策の情報収集を行い、特許庁においても有効と考えられる施策の検討を進めて行く必要がある。
----------------	---

【意匠】審査品質管理に関する評価項目(実績、現況等)

(評価項目Ⅱ.(1)⑪)

<p>評価項目名</p>	<p>Ⅲ. 審査の質向上に関する取組の情報発信がなされているか ⑪ 審査の質向上に関する取組の情報発信</p>
<p>評価の目的及び観点</p>	<p>審査の質向上に関する取組について、適切な情報発信がなされているかを評価し、特許庁の品質に関する国内外の理解、プレゼンス向上が図られ、信頼感を得ていることを確認する。</p>
<p>実績又は現況</p>	<p>(国内への情報発信、協力関係)</p> <p>A) 会合における情報発信 ・審査品質管理小委員会における会合で、審査の質向上に関する様々な取組について説明をする(2017年度開催実績:2回(予定))。また、当小委員会で使用した資料等を特許庁ホームページを通じて公表している。</p> <p>B) 意見交換会による情報発信及び協力体制 ・各企業との直接的な意見交換を、特許庁幹部(各審査部の部長等)や、各企業が出願した案件の審査を担当する審査室の管理職・審査官など様々なレベルで行っている(2017年度実績:6件、年度内12件予定(2016年度実績15件))。 ・業界団体等の意匠制度ユーザーとの直接的な意見交換を、2017年度も継続して行っている(2017年度実績:5回(2016年度実績:4件))。</p> <p>(国外への情報発信、協力関係)</p> <p>C) 国際会合における情報発信 以下の国際会合において、特許庁の品質管理の取組を紹介・周知及び情報交換を行った。特に、第7回日中意匠専門家会合及び第16回日韓意匠専門家会合においては品質管理に関する情報交換を議題として挙げ、官庁間において積極的に情報を共有することで、互いの品質管理システム及び監査手法に関して共通認識を持つことができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第8回日中韓デザインフォーラム(5/16、ソウル) ・第7回日中意匠専門家会合(8/31-9/1、東京) ・第16回日韓意匠専門家会合(9/7-8、ソウル) ・第3回意匠五庁(ID5)会合(12月4-5日、アリカンテ) ・意匠実体審査コース研修(11月8-21日、東京) <p>D) 外国庁への直接的な情報発信 外国庁職員(主に審査官や品質管理担当者)に対して、審査官派遣又は受入、新興国審査官向けの研修、品質管理担当者を含む実務者派遣又は受入等を利用して、JPOの実体審査や品質管理の取り組みを紹介した。主なものは以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意匠専門家派遣(タイ)(P)